

長洲小だより 第5号

発行 長洲町立長洲小学校
長洲町長洲1776番地
Tel. 0968(78)0109 fax (78)7103



令和5年6月28日(水)

「心のきずなを深める月間」に寄せて

6月は「心のきずなを深める月間」でした。この月間の取組の視点の一つに「いじめ防止」があります。まず確認しておきたいことがあります。それは法律です。「いじめ防止対策推進法」と言います。この法律に、次のような条文があります。

「第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。」
この条文に照らせば、いじめは違法行為になります。罰則規定はありませんが、絶対にしてはいけません。いわゆる最近のいじめは、我々が子供の頃とは少々様変わりし、単なる暴力だけではありません。言葉やSNS等によって辱めることもいじめです。

いじめが発生するのは仕方がないことだという人がいますが、それは間違いです。何故なら、いじめは人の命に係る重大なことであり、実際にそのような事件が起きているからです。そして、一人一人の心の持ち様によって、いじめはなくせるからです。

学校では、いじめとはいえなくても子供同士の小さないざごはたくさんあります。その殆どは、相手に対して自分が優位に立ちたい、自分の思い通りにしたいというわがままから、暴力や言葉、SNS等を利用して相手を辱めるのです。そして、そのような子は人を叩き、ののしり、そのくせ自分の権利ばかり主張することが多いです。力、言葉、スマホやSNSを使って人を辱めるのはすべて暴力です。暴力でねじ伏せられ、辱められる気分を自分に当てはめて考えてみると、いじめは絶対にいけないということが分かるはずです。

長洲小学校は一年を通して「心のきずなを深める」活動を深めて参ります。

「己所不欲、勿施於人」

6月27日(火)、人権委員会の子供達が主体となって司会進行する、ぼかぼか集会において、2つの言葉を紹介しました。孔子の論語の一説です。1つ目は、「己の欲せざる所、人に施すこと勿かれ」
自分がされて嫌なことは、人にも絶対にしてはいけないということです。これは論語の中にも一生守る価値のある徳目として述べられています。

2つ目は、「義を見て為さざるは、勇無きなり」

人としてやらなければならないことや、目の前に困っている人がいるのに、見て見ぬ振りをして何もしないのは、勇気がないと言う意味です。

この2つの言葉を紹介した後、子供達から感想が発表されました。「人の嫌がることをしたことがあるから、今度からはしない。」「困っている人がいたら助ける。」「等の感想が発表されると、頷きながら聞き入る子供達の姿がありました。

子供達は正しいことをしっかり理解しています。しかし、心の成長の途中ですから判断を誤ることはあると思います。だからこそ、我々大人は、子供達を導く責任があるのです。私達大人も自分自身を振り返る必要があるようです。困らんの話題にして頂き、家族の絆を深めて欲しいと願っています。

有言実行 ～児童総会にて～

先日、児童総会が実施されました。6年生が中心となって考えたスローガン「一人一人が常に自分から誰かのために動ける長洲小学校」が示され、それを基に各学級で、自分たちの学級では何を中心に頑張っていくかが話し合われました。主体者意識を持ち、真剣に話し合いがもたれたようで、1年生から6年生まですべての学級で、目標やスローガンが発表されました。

自分達で話し合い、児童総会で宣言した目標です。そこには責任も伴います。各学級の目標やスローガンが「絵に描いた餅」にならないようにしなければなりません。生活の中で常に意識して、実際の行動に現れるようにしていきたいものです。

